

令和2年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

令和2年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
一般質問	7
谷田利一議員	7
1 職員の接遇について	
脇本尚憲議員	10
1 特殊詐欺（オレオレ詐欺）被害の現状と対策	
2 コロナ禍の渦中における高齢者への介護予防対策	
中坊 陽議員	14
1 保育園の施設運営について	
2 府立井手やまぶき支援学校（仮称）周辺整備について	
岡田久雄議員	17
1 玉川さくら公園の活用について	
2 コロナ禍における図書館事業の運営について	
3 行政手続における押印廃止について	
丸山久志議員	23
1 井手地区共同墓地の水汲み場について	
2 保育園の統合について	
木村武壽議員	24
1 ふるさと納税の現状について	
2 小・中学校の外国語教育について	
谷田みさお議員	27

1	多賀地区水道の低水圧対策について	
2	特定空き家への対応について	
3	新型コロナウイルス感染症対策について	
奥田俊夫議員	……………	3 5
1	林道整備について	
2	通行規制看板の設置について	
議案第49号	井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件……………	3 9
議案第50号	井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件……………	4 0
議案第51号	井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	4 4
議案第52号	井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	5 0
議案第53号	京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について…………	5 3
議案第54号	令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）……………	5 4
議案第55号	令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）……………	6 5
議案第56号	令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）……………	6 7
散会	……………	6 9
署名議員	……………	7 0

第 2 号（12月21日）

応招・不応招議員	……………	7 1
出席・欠席議員	……………	7 1
出席事務局職員	……………	7 1
出席説明員	……………	7 1
議事日程	……………	7 3
開会	……………	7 4
会議録署名議員の指名	……………	7 4

諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	7 4
議案第 4 9 号	井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件	7 5
議案第 5 7 号	財産取得について同意を求める件	7 8
発議第 4 号	新型コロナから医療・暮らし・事業を守るよう求める意見書	8 0
議員派遣の件		8 2
閉会中の継続調査の申出について		8 2
閉会		8 2
署名議員		8 3

第 1 号（令和 2 年 1 2 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和2年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年12月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年12月11日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和2年12月11日午後 3時04分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	奥田	俊夫	5番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	木田ゆかり	議会書記	仁木 崇
議会書記	梶田 篤志	議会書記	辻井 祐介

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	島田 智雄
-----	-------	-------	-------

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
学校教育課長・ 高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務
住民福祉課長 野崎 裕美
高齢福祉課長 寺井 佳孝
産業環境課長 菱本 嘉昭
社会教育課長・ 中坊 玲子
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
企画財政課長 花木 秀章
保健医療課長 中谷 誠
保健センター所長・ 小山 烈
地域包括支援センター所長兼務
上下水道課参事 森田 肇

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和2年12月11日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第49号 井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第6 議案第50号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第51号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第52号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第53号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第10 議案第54号 令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第11 議案第55号 令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第56号 令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和2年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会
議を開きます。

本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案につつま
して慎重にご審議を頂きますとともに、理事者各位につつましては、適正か
つ明確な答弁を頂きまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待しま
す。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますが、議員並びに理事
者をはじめ関係者各位におかれましては、住民の健康と安全・安心を第一に
考え、感染拡大を防止するための対策をお願い申し上げまして、開会の挨拶
といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、奥田俊夫
議員、5番、岡田久雄議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月25日までの15日間に
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12
月25日までの15日間に決定しました。

今定例会に提出されております案件は、条例制定及び一部改正4件、規約
の変更1件、令和2年度補正予算3件、諮問案件1件、合計9件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今定例会に提出され
ました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これを
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位にお
かれましては、年の瀬を控え何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠に

ありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、11月に入って以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が最多を更新するなど、全国各地で新型コロナウイルスが猛威を振るっております。感染拡大の第3波到来とも言われる中、感染拡大防止の取組を進める一方で、経済活動も進めていかなければならないという非常に難しい状況にあります。今後、新型コロナウイルス感染症のワクチンが接種できるようになるまでは、このような状況が続くのではないかと大変心配しておりますが、本町といたしましては、引き続き国や京都府と連携しながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件ほか、8件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第49号から議案第52号までの4件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第49号は、公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙も公費負担ができるようになったことから、条例を制定しようとするものであります。

議案第50号は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第51号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第52号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第53号は、市町村職員退職手当組合の規約を変更しようとするものであります。

議案第54号は、令和2年度一般会計の補正でありまして、補正総額2億1,723万1,000円の増で、補正後の一般会計予算は54億8,649万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、新庁舎等造成工事に2億円計上いたしますとともに、まちづくり協議会が実施される事業の補助に40万円、社会福祉に役立てて

ほしいとのことでご寄附を頂きましたので、その趣旨に沿いまして、社会福祉基金に25万円、ふるさと応援基金に17万4,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、宝くじコミュニティ助成に250万円、事業の精算等による返還金等に39万円それぞれ計上いたしますとともに、介護施設内における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、社会福祉法人弥勒会が実施する事業に助成するため53万5,000円計上いたしております。

次に教育関係では、京都府指定登録文化財等の保護のための助成に163万5,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国の支出金1,112万円、寄附金42万4,000円、繰入金5,000万円、繰越金318万7,000円、諸収入250万円、町債1億5,000万円計上いたしております。

議案第55号及び議案第56号は、いずれも令和2年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

諮問第2号は、人権擁護委員法の規定に基づき、意見を求めようとするものであります。

なお、9月補正予算でご可決いただきました小・中学校の情報機器整備事業につきましては、予定価格が700万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、11月分の例月出納検査結果報告については写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

次に教育委員会から、令和元年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出があり、さきに全員協議会で配付をいたしておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 3番、谷田利一です。

私の方からは、通告書に基づきまして、職員の接遇についてご質問いたします。

いらっしゃいませ、これが私の思いです。職員接遇について、私は平成26年12月定例会で質問いたしました。そのときの答弁は、府市町村振興協会が実施する新規採用や5年目、10年目の職員、管理職員等の階層別研修や実務研修を受講させながら、行政ニーズに対応する人材の育成に努めてまいりますとありました。それから今日まで6年経過をいたしました。当時の私の質問の趣旨は、職員の窓口の挨拶を取り上げたものです。しかし残念なことに、いまだに住民からは、各課の窓口対応が気持ちよくない、陰気な、暗い、不親切だと言われていました。今や小・中学校でも朝の挨拶運動を実施されています。おはようございます、こんにちはの挨拶は、なぜ徹底できないのでしょうか。

役場の使命は、高品質のサービスを最大限町民の皆さんに提供することであり、職員の仕事の基本は、町民のためのサービスに知恵を絞り、住民満足感を向上させることにあります。職員が日々行っている仕事は、福祉や教育などの事業をはじめ、道路や下水道などのインフラ整備まで、言うまでもなく全て行政サービスであり、職員はみんなサービス提供者です。そして、サービス業としての評価を受ける上で、接遇はその基礎となるものであります。

役場は町内最大のサービス機関であると言われていたますが、職員の接遇に対する厳しい批判や指摘は、依然として絶えることがありません。サービスとは、ありがたい言葉が返ってくるとも言われます。町民の方々から満足していただき、ありがとうと言われたとき、そこに働く職員にとって喜びを感じる時ではないでしょうか。

皆さんが買物をするとき、店構え、店員の応対、品質、価格、雰囲気などで商品や店舗を選んでいると思います。もし気に入らなければ、別の商品や店舗を探すことになります。これを町民と役場に置き換えて考えてみてください。たとえ役場の施策や職員の応対などの行政サービスに不満があったとしても、隣町の役場に切り替えることはできません。町民ニーズの多様化や地方分権化の流れに的確に対応し、町民満足度を高めていくためには、職員一人一人が自分の価値観や判断基準をお客様の目線に合わせるように意識を変えていくことが必要です。

私が府知事部局に挨拶に行ったとき、顔が見えるなり職員全員がその場で起立して迎えられ、帰るときも全員が起立して見送られていました。そこまでは言いませんが、受けた側にすればとても気持ちのいいものです。ぜひ本町も見習ってほしいと思います。前知事から引き継がれて、指導の徹底を感じました。また、近隣市町に行ったとき、ある市町では顔を見るなり、「いらっしゃいませ」との言葉で出迎えられました。これもとても気持ちの良いものでした。

これらのことを見たとき、親しみのある応対が本町のよいところではあるとも言われますが、接遇の教育が徹底でき、住民から窓口の応対も変わったな、明るくなったなどと言われるように期待したいものです。最近でも住民からは、窓口に立っても、顔を見て見ぬふりをして誰かが応対するだろうとしている職員、また、窓口に立っても、着座したままで「何の用事でした」だけの顔だけ向けて反応する態度の悪い職員などのことをお聞きします。明るい役所にするためにも、また、新庁舎ができてこんな問題が出てこないように、今から徹底して取り組むべきだと思います。

そこで質問です。

1、新規職員の教育は、毎年何月に、教育接遇などはどのような内容で行っておられますか。

2、5年、10年の職員には、教育はいつ、どのような内容で行われていますか。接遇についてはどのような内容で指導されていますか。

3、府市町村振興協会が実施する研修以外で、本町独自の全職員対象に指導、教育はされていますか。されていれば、年間の回数、内容をお伺いいたします。

4、各課管理者は一番奥に着座されていますが、窓口の職員の応対で、お

はようございます、こんにちはの声は聞こえていますか。

5、今の時代、セクハラ、パワハラと騒がれ、やりにくいとは思いますが、各課管理者は職員に対して襟を正して、接遇をしっかりと指導できていますか。

6、1階に総合案内員を配属できないのであれば、ICT時代です。いでたんロボットの設置をしてもいいのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

職員の接遇についてであります。一つ目の新規採用職員の教育につきましては、例年、採用時の辞令交付に合わせたオリエンテーションや、4月下旬に新規採用職員研修を実施しており、各所属での業務をはじめ、地方公務員としての心構えや接遇などについての資料を配付して研修を実施しているほか、5月にはまちづくり団体との交流を目的とした地域交流研修の実施、さらに毎年11月頃に、各市町村の新規採用職員が参加する公益財団法人京都府市町村振興協会主催の新規採用職員研修に本町の職員も受研させ、窓口や電話対応などを中心としたビジネスコミュニケーション能力の向上を図っているところであります。

二つ目の5年目、10年目職員の教育につきましては、採用されてから節目の年であることから、振興協会主催で毎年6月頃に5年目研修、毎年11月頃に10年目研修が実施されており、本町の職員においても、対象となる職員にそれぞれ受研させております。内容につきましては、政策形成能力の向上やキャリアデザインの形成をはじめ、中堅職員としての接遇を含めたコミュニケーション能力を身につけることも含まれております。

三つ目の本町独自の全職員を対象とした指導、教育につきましては、毎年、人権研修や啓発事業を実施しており、その他法制執務やクレーム対応などの能力向上のための研修をはじめ、職員の交通事故防止啓発研修などにも参加させております。

四つ目の窓口職員の対応につきましては、よりよい窓口対応となるよう、今後も各課に周知徹底を図るとともに、全職員を対象とした接遇研修につい

でも実施してまいりたいと考えております。

五つ目の各課管理職員からの所属職員に対する指導につきましては、日常的にコミュニケーションを図るとともに、人事評価において管理職員が各所属職員にヒアリングする機会を利用し、必要に応じて指導を個別に行っているところでもあります。また、本年度においては、8月に適切な窓口対応を所属職員に徹底するよう管理職員に通知を行うとともに、全職員に対して窓口対応マニュアルを作成し、来庁された方の気持ちや立場に立っての対応やお迎えする姿勢、正しい言葉遣いや窓口への気配り、さらに丁寧な書類の受渡しをするよう指導を行ってきたところではありますが、改めて管理職員に対し周知徹底してまいりたいと考えております。

六つ目のいでたんロボットの設置につきましては、その効果等について調査してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 答弁ありがとうございます。以前のときの答弁にもあったと思うんですけども、町内の企業、ワタキューさんか銀行さんかというところの企業などにも教育の研修をしているということだったんですけども、本町の町内のとある銀行、2行のうちの銀行を見ますと、窓口の方はいつも同じような対応やと思うんですけども、お聞きしますと教育の中で、大口のちょっとした定期預金をしたときは、お客さんが帰るときには、中に座っている職員一同全員が起立して、そして、ありがとうございますと言う、そのことを行っておられるように、指導されているように聞いています。これもいいことだと思うんですけどもね。

また、世の中どれだけ勉強ができて、社会で成功するとは限らないと一緒に、どれだけ仕事ができても、人間関係を構築できないとうまくはいかない。挨拶をする、相手の気持ちを思いやる気遣いは絶対に必要です。住民に対してだけでなく職員間でも同じです。いらっしやいませの言葉から、雰囲気明るくなったなど言ってもらえる日が一日でも早く来るように、全職員で取り組んでいただきますよう要望して、私の質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。私の方からは、通告に基づき2件質問をさせていただきます。

1番、特殊詐欺（オレオレ詐欺）被害の現状と対策。

数年前から、全国で毎日のように発生している特殊詐欺。以前は子や孫に成り済まし、現金をだまし取る手口が主流でしたが、近年はさらに巧妙化し、警察官や行政機関、銀行員、弁護士など様々な職業を名のって、言葉巧みにだまし取る手口が多く発生しています。

京都府警が発表している府内の特殊詐欺被害の報告書を見ると、10月末現在、直近1年間で、特殊詐欺被害の認知件数は206件あり、被害総額は2.8億円以上となっています。被害の内訳を見ると、約84%が65歳以上の高齢者であり、また、犯人が使用する通信手段の約80%が固定電話となっています。

高齢者が特殊詐欺にだまされやすい理由としては、独り暮らしの人が多いことや、自宅にいる時間が長いため、日中、固定電話を取る機会が多いことなどが挙げられます。特殊詐欺に遭わないためには、ふだんから家族間でのコミュニケーションをしっかりとること、警察などから報告される詐欺手口の情報を把握しておくこと、また、特殊詐欺対策機能付きの電話機を使用することも有効だと考えます。

そこで質問します。

1番、本町を管轄している田辺署管内での特殊詐欺被害の認知件数、被害額、詐欺手口、また被害未遂の件数は。

2番、近隣自治体での特殊詐欺予防対策の取組状況は。

3番、住民の生命と財産を守り、安心・安全なまちづくりを推進する本町として、特殊詐欺被害に遭わないための予防対策の考えは。

2、コロナ禍の渦中における高齢者への介護予防対策。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たない中、全国的にも地域での行事が相次いで延期、中止となっています。また、感染症予防対策を徹底し行事が開催されても、感染すると重症化しやすい高齢者が、新型コロナウイルス感染症への不安から参加をためらう事例も発生しています。高齢者が自宅で閉じ籠もりになると生活不活発となり、身体機能や頭の動きが低下するフレイル（虚弱）状態になる事例が今後増えていくのではないかと懸念

されています。本町として、コロナ禍の渦中であっても、高齢者が虚弱状態、要介護状態にならないように、新しい生活様式に沿った積極的な取組を行う必要があると思います。

そこで質問します。

1、コロナ禍の渦中における介護予防事業の取組状況、開催回数、参加者の推移は。

2、ホームページやSNSを活用し、介護予防体操動画の配信など、自宅にいながらでも介護予防が行える取組や認知症予防の対策について、本町の考えは。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の特殊詐欺（オレオレ詐欺）被害の現状と対策についてでございますが、一つ目の田辺署管内の特殊詐欺被害の認知件数、被害額、詐欺手口、被害未遂の件数につきましては、田辺警察署に伺いますと、まず田辺警察署管内での平成31年1月から令和元年12月までの1年間の詐欺被害件数は11件、被害額855万7,000円で、詐欺手口は、警察官や企業を名のる者からの固定電話での被害が8件、メールによる被害が2件、詐欺サイトへのアクセスでの被害が1件とのことであります。

また、被害未遂については、警察が認知している件数としては、固定電話89件、メール18件、郵便7件、詐欺サイトへのアクセス1件の計115件とのことであります。なお、本町内での被害件数は1件、被害額50万円で、警察官を名のる者からの固定電話での被害であったとのことであります。また、未遂件数は固定電話10件、メール1件、郵便2件の計13件とのことであります。

二つ目の近隣自治体の特殊詐欺予防対策の取組につきましては、まず城陽市、京田辺市、木津川市、宇治田原町の近隣自治体においては、本町と同様に、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、アポ電詐欺などの特殊詐欺の被害に遭わないよう、住民に対しホームページや広報誌にて注意喚起が行われております。また、京田辺市では、特殊詐欺の被害を受けやすい65歳以上の高齢者を対象に、特殊詐欺対策電話機等の購入費用に対し5,000円を上限とし

た補助事業を実施されており、綴喜防犯協会においても、同様の機器の購入に際し2,000円を上限とした補助事業を実施されております。

三つ目の本町における詐欺被害に遭わないための予防対策の考えにつきましては、詐欺被害対策電話機等の効果について田辺警察署に伺いますと、非常に効果的であるとのことでありますので、本町といたしましても特殊詐欺対策電話機等の活用も踏まえ、今後、田辺警察署とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 2件目のコロナ禍の渦中における高齢者への介護予防対策についてであります。一つ目の介護予防事業の取組状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を図る中で事業が実施できるよう、参加者向けと運営者向けに3密の回避を徹底するなどの留意点をまとめた手引書を作成し配布するなどの対策を進め、3月から休止しておりました介護予防の教室などを7月から再開してきたところであります。

また、開催回数と参加者数の推移につきましては、令和2年7月から10月までの元気塾、生き生き体操教室、山吹体操クラブ、脳トレひまわりの各種事業は、3密を避けるため定員制限を設け、2グループに分けて実施していることで、回数はほぼ前年度と同様であります。感染拡大状況を見て利用を控えられた方等により参加者数が減少している状況であります。7月の再開時における参加者数は123名と、前年度同月より41名減少しておりましたが、利用を控えられていた方が徐々に増えてきたことにより、参加者数が10月には前年度並みの実績となっている状況であります。

二つ目の自宅にいながらでも介護予防や認知症予防の対策が行える取組につきましては、筋力低下などの予防のため、家庭内で安全に運動ができるチラシを作成し、4月と10月の「広報いで」の配布に併せて全戸配布をしてきたところであります。また、そのチラシを活用して、脳トレ教室ひまわりにおきましても、介護予防のための指導に取り組んでいるところであります。

さらに、「広報いで」に認知症への理解を深めていただく記事や認知症予防のためのクイズや体操などの写真を掲載するとともに、11月には町ホームページにおきましても、新たにその体操の写真とフレイルに対する正しい知

識や予防方法等の日々の健康を維持するための記事を掲載してきたところ
あります。住民の方からは、毎月「広報いで」の記事を見て体を動かしてい
るとの声も頂いており、介護予防教室等に来られない方も自宅で活用してい
ただいているところでもあります。

今後も引き続き多くの方に安心して事業に参加いただけるよう、新型コロ
ナウイルス感染症の感染拡大状況に注視しながら、引き続き感染拡大の防止
対策の徹底を図り、介護予防や認知症予防事業を実施してまいりたいと考
えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 私の方から要望としてお伝えさせていただきます。

今回質問させていただきました2件ともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大
により高齢者が自宅に引き籠もることにより、以前から懸念されてい
た特殊詐欺被害であるとか、介護予防に対してさらなる対策が必要と感じ、
質問させていただきました。コロナ感染の直接的な被害による健康被害や財
産損失だけでなく、今後は様々な感染拡大による間接的な問題が表面化してい
くと思われれます。本町としましても、今後はアフターコロナ、ウィズコロナ
の対策についても柔軟に対応していただきますように要望し、質問を終わ
ります。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 3番、中坊 陽です。私の方からは、2点について一般
質問を行います。

一つ目として、保育園の施設運営についてであります。

町内にはゼロ歳児から5歳児まで保育環境充実のために、玉川、多賀、い
づみの3保育園が開設されています。国内では保育士不足が叫ばれている中
で確保に苦勞されながら、各園ではそれぞれ特色を生かし運営に努力されて
きていますが、施設の老朽化が見受けられます。今年度もいづみ保育園保育
室改修など、毎年のように3園のどこかで改修や補修工事が行われている状
況です。職員配置や備品購入についても重複する部分があるため、計画が必

要です。

そこで、3園についてお聞きします。

1、特徴と運営方針。

2、開設年度と現状施設の建設年度。

今後の統合についての考えはありますか。お聞きします。

次に、府立井手やまぶき支援学校（仮称）の周辺整備についてお聞きします。

井手小字大塚地区に令和4年4月開校予定の府立井手やまぶき支援学校（仮称）の建設工事が進み、建物の外観が見えてきました。町内の府立公共施設として、完成が待ち遠しいところです。そこで、この建物を土台として周辺整備をしてはと考えますが、この地区は農業推進地区ですが、西側に作付されていない土地、耕作放棄地が多く、放置竹林も目立ちます。整備すれば学校周辺環境もよくなります。大学や教育機関を誘致できればと考えています。

そこでお聞きします。

今後の土地利用について、地権者の意向調査の考えはありますか。

隣接する町道29号から府道までの南進新設道路の進捗状況についてお聞きします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目三つ目の今後の保育園の統合についての考え方についてお答えいたします。

保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的に、本町においては住民の方の利便性も踏まえ町内の各地区に設置し運営しておりますが、少子化等の進展により、利用者数について直近の10年間を比較しますと、平成22年4月の202人から令和2年4月には150人に減少しております。

一方で、全国的に地域のつながりの希薄化や核家族化が進行する中、子育てに対する不安感や孤立観を抱える保護者が増加していると言われており、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、保育園には家庭環境に

合わせた、一人一人に行き届いた保育サービスの提供や保護者の相談機能の充実が求められております。

また、保育園は地域に開かれた社会資源として地域社会との交流や連携を図ることが求められており、地域の子育て文化や子育てのコミュニティーを育む場をはじめとして、まちづくりにも大きな影響を与える施設でもあります。

これらのことから、利用者数の減少により子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心の育みなど、集団で活動することにより学ぶことができる保育環境が維持できず、保育の質が担保できない状況となれば施設の設置形態について見直す必要がありますが、そのような状況ではない現時点においては、3園の保育サービスを通して親と子がともに喜びを感じながら安心して子育てができるように、引き続き現在の施設を運用してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 1点目の一つ目の3園の特徴と運営方針につきましては、運営方針は3保育園共通でありまして、国が定める保育所保育指針に基づき、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長することを目指しております。各園における保育サービスの提供に当たっては、同じ年齢の園児に対して保育園間で差が生じないように配慮し、保育の質の維持向上に努めているところですが、年齢別のクラス編成や利用者数、また地域活動等の違いから特徴があります。

玉川保育園では、町内唯一、ゼロ歳児から5歳児の全年齢化の保育を行っており、大人数での人との関わり合い、社会性や協調性、思いやる気持ちなど、異年齢保育を通して生きる力を育てております。

多賀保育園では、少人数ならではの温かな雰囲気の中、一人一人に寄り添った保育を行っており、自然豊かな環境を生かし様々な経験を生かして子どもの発達を促しております。

いづみ保育園では、1歳児から3歳児の乳児の園であり、年齢に合った保育の充実を図りながら、地域との関わりの中で子どもを取り巻く研修や学習会などを行いながら、一人一人を大切に育てる保育を行っております。

二つ目の開設年度と現状施設の年度につきましては、玉川保育園は昭和2

8年度に開設し、昭和55年度に東側園舎の増築、平成13年度に北側園舎の改築を行い現在の施設となっております。

多賀保育園は、昭和47年度に開設し、昭和52年度に東側園舎の増築、平成13年度に西側園舎の改築を行い現在の施設となっております。

いづみ保育園は、昭和51年度に開設し、昭和54年度に南側園舎の増築を行い現在の施設となっております。

また、平成11年度に全ての園舎について耐震診断調査を行い、補強が必要と診断された多賀保育園といづみ保育園につきましては、平成12年度に補強等改修工事を実施しており、今後も安心・安全な育ちに合った保育環境を整えてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 2点目の府立井手やまぶき支援学校(仮称)周辺整備についてであります。一つ目の今後の土地利用につきましては、これまでから国や京都府に福祉、教育施設の誘致を要望してきておりまして、令和4年4月開校予定の新設特別支援学校はその成果であったと思っております。新設特別支援学校の開校に当たり、本町といたしましては現在、支援学校へのアクセス道路となる町道29号線などの整備を行っているところでありまして、府道と東井手線までの整備に併せて、その効果を生かした土地利用の検討を進めてまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡久) 二つ目の隣接する町道29号線から南進新設道路の進捗状況につきましては、急峻な地形や府道ののり面対策状況などを踏まえ、詳細な検討を行い計画決定に時間を要したところであります。現在、用地取得に向け必要となる民民や官民の境界確定作業を進めており、年明けからは幅ぐい設置や補償調査等を実施し、年度内には用地買収に着手していきたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

8番(中坊陽) はい。

議長(西島寛道) 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点につきまして、一般質問を行います。

まず初めに、玉川さくら公園の活用について質問をいたします。

コロナ禍の中、3密を避け、郊外で親子の遊ぶ場として自然公園やキャンプ場がテレビやインターネット等でよく紹介されています。本町においても最近、玉川さくら公園やその下の河川敷緑地、玉川の水辺でテントを張って楽しく過ごす家族の姿が増えてきています。本町の多くの住民の方も利用されていますが、駐車している車のナンバープレートから他府県からの方もおられます。インターネットで井手町玉川さくら公園と検索すると、玉川さくら公園や玉川で川遊びをする親子の写真がコメントつきで紹介されています。

そこで、次のことについて質問いたします。

玉川さくら公園の遊具の安全点検、メンテナンス、公園及びあずまやの掃除、河川敷緑地の草刈り等はどのようにされているのか。

2、本町では、この河川敷緑地の利用についてどのように考えておられるのか。

3、緑地の利用に当たっては、安心・安全のため一定ルールを定める必要があると思いますが、どのような取組及び啓発をされているのか。

4、駐車場に入り切れず車道にはみ出して駐車されている車もあり、対応が必要です。また、利用者は今後ますます増えると予想されます。駐車場の問題について、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

5、玉川さくら公園の利用者に、もっと井手町のすばらしさや名所を知っていただく絶好のチャンスと考えます。井手町の魅力発信のため、当該地に名所等を記載した案内地図の看板設置も必要であると思いますが、考えをお聞きいたします。

次に、コロナ禍における図書館事業の運営について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、感染拡大を防ぐには図書館事業運営においても、むやみに人を集められない、かつ長時間の滞在が好ましくない、さらに交流自体を大規模には行えないなど、様々な規制がかかります。

そこで、次のことについて質問します。

3密を避けるなど、図書館事業運営に当たってはガイドラインを決められておられると思いますが、その主な内容について。

2、現在の1日の利用状況、コロナ前とコロナ後について。

3、例年行われているイベントの取組状況と、コロナ禍における新たなイベントの取組について。

4、ウィズコロナ時代、今後の図書館事業をどのように進められるのか、本町の考えをお聞きします。

5、図書館の本を安心して利用していただくため、自治体で進められている図書除菌機の導入も必要と思いますが、本町の考えをお聞きします。

次に、行政手続における押印廃止について質問します。

中央省庁の行政手続の押印廃止について、河野太郎行革担当大臣は去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答したのは、僅か1%未満の計111種類とのことです。

また、政府与党は確定申告など税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、来年にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このような行政手続文書だけでなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。

そこで、次のことについて質問します。

1、押印廃止について言われているとおり、約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、本町の行政文書においても何と何が連動して廃止できるのか。

2、今から廃止対象リストの洗い出しをすべきと思いますが、今後の取組、方針等を含め、本町の考えをお聞きします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の玉川さくら公園の活用についてであります。一つ目の公園遊具の安全点検、メンテナンスにつきましては、職員による点検を行っており、その結果メンテナンスが必要な場合は、専門業者に依頼し修繕を行っております。また、公園及びあずまやの掃除につきましては、井手町勤労者協議会に月1回公園清掃を行っていただいているほか、日常的に職員によるごみ拾

い等を行っております。さらに、グラウンドゴルフ場を利用させていただいている井手町グラウンドゴルフ同好会には、芝刈りやトイレ清掃などの協力を頂いております。河川敷緑地の草刈りにつきましては、業者による除草作業を年2回行っております。

二つ目の河川敷緑地の利用につきましては、玉川さくら公園は子どもたちの遊び場や高齢者向けの健康遊具、グラウンドゴルフでの利用など、住民の憩いの広場として利用させていただいているほか、町外の方にも広く利用させていただいているところであります。その中で河川敷は法により自由使用となっていることから、自由広場として緑地整備し、老若男女問わず利用させていただいているところであります。

三つ目の緑地の利用に当たっての安心・安全のための取組等につきましては、井手町都市公園条例施行規則の趣旨により、ごみの持ち帰りやたき火、バーベキュー禁止などの啓発看板を設置しているほか、除草作業時にマムシを発見したことから、マムシ注意という注意喚起看板なども設置しております。

四つ目の駐車場の問題につきましては、特に今年はコロナ禍の影響もあり、夏場の休日において川遊びのため多くの方が来場され、議員ご指摘のとおり、路上に駐車される車両が多数見受けられました。対策としましては、西側のグラウンドゴルフ場の駐車場を臨時駐車場として開放するとともに、府道と東井手線に駐車ができないよう、京都府にお願いし、路肩部分にコンクリートブロックを設置していただいたところであります。今後につきましても、大型連休や夏場には多数の来場者が予想されますので、今年と同様に臨時駐車場を設けるなどの対応のほか、先ほどの利用上のルールとともに、路上駐車等の禁止についても、町のホームページにて広くお知らせしていきたいと考えております。

五つ目の名所案内地図の設置につきましては、これまでから玉水駅前やまちづくりセンター椿坂、谷川ホテル公園などにおいて案内看板を設置してきたところであり、議員提案のさくら公園への案内看板設置についても、町内全体の観光振興を図るため観光ルート等を総合的に勘案し、その内容について検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） 2点目のコロナ禍における図書館事業の運営についてであります。現在、図書館については、3月6日から3月24日までの臨時休館、3月25日から3月31日まで貸出し・返却のみに限定した開館、4月1日から5月25日まで再度の臨時休館、5月26日から6月30日まで来館予約による限定貸出しを経て、7月1日から一部サービスを停止してはございますが、自由来館に至っております。

一つ目の図書館事業運営に当たってのガイドラインの主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして日本図書館協会が作成したガイドラインを参考にしつつ、来館者の体温チェック、マスクの着用、手指の消毒の協力依頼はもちろん、3密とならないよう滞在時間をおおむね30分以内とし、視聴覚資料の閲覧や自由席の使用の停止、インターネット端末の使用の停止、スリッパの消毒や返却された図書の消毒と館内の換気を行っているところであります。

二つ目の1日の利用状況につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大する前に比べると利用者は減少しております。具体的には、自由来館が再開した7月以降の5か月間において、貸出人数は昨年同月比で約3割から6割の減となっております。

三つ目の例年行われているイベントの取組状況と新たなイベントの取組につきましては、朗読サークルによる親子で楽しむ紙芝居について、11月14日より再開をしたところでございます。また、企画展示につきましては開館後に再開しており、今年度につきましては、七夕祭りやステイホーム特集、「おうち時間を楽しく過ごす」と題して、利用者の興味、関心に寄り添った本の展示や情報の発信を行ってきたところであります。また、現在、クリスマスにちなんだ図書や保育園児の作品の展示を行っているところであります。

読書週間にはふだん手にしないようなジャンルの本を借りていただくことで、図書の幅を広げていただけるようなきっかけづくりを目指し、輪投げを利用した企画を行いました。輪が入った箇所に書かれた分類番号の図書をランダムに借りていただくもので、コロナ禍の中で少しでも楽しんでいただけるようにと企画いたしました。賀泉苑、玉泉苑の出張貸出しについても7月から再開しております。保育園で例年実施しているマジックショーや季節ごとのお話会については中止といたしました。

コロナ禍における新たなイベントとしてはございませんが、例年行ってい

るイベントのやり方を見直し実施したものとして、図書、雑誌のリサイクルがごございます。山吹ふれあいセンターロビーに除籍した本を配架し、自由にお持ち帰りいただいていたのですが、混雑が予想されることから、人気のある一部雑誌については事前に抽選とし、リサイクル実施日を11月20日から23日の4日間、リサイクルにご参加いただく方を利用者カードをお持ちの方を限定とし、会場を山吹ふれあいセンター2階集会室に変更して実施いたしました。いずれのイベントにつきましても利用者が密接、密集となることを避けつつ、必要な情報を必要な方へ届けるため、新型コロナウイルス感染対策を行いながら実施してきたところであります。

四つ目の今後の図書館事業をどのように進めていくのかにつきましては、現在行っている感染対策を継続し、イベント等についてはやり方について随時見直しを行い、住民の皆様安心してご来館いただける図書館を目指したいと考えております。

五つ目の図書除菌機の導入につきましては、現在、返却された本全ての表紙を、職員が消毒液により消毒しております。さらに、すぐに書架に配架をせず、1日別の場所に置いてから配架をするようにしております。また、安心して手に取っていただけるよう、図書館の中に3か所アルコール消毒液を設置し、ご自由にお使いいただける除菌シートも設置しており、ご本人による図書の消毒も可能な状況となっております。現在行っている職員による本の消毒は、日常業務に支障を来すような作業ではございません。以上のことから、直ちに図書除菌機を導入することは、今のところは考えておりません。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の行政手続における押印廃止についてであります。一つ目の中央省庁の行政手続文書の押印廃止による本町の行政文書との連動につきましては、現在、国土交通省から、災害復旧関係事業に係る各種書類の提出について公印が省略可能との通知がされてきたところでありますが、これから国の各省庁において、各種行政手続における押印の廃止について順次決定されていくものと想定されておりますので、今後、国の動きと連動しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

二つ目の本町としての今後の取組方針につきましては、まず京都府に現時点の国の動向を伺いますと、具体的な動きはないとのことですので、

今後、国や京都府からの通知を注視していくとともに、本町においては押印を要する町独自の行政手続の洗い出しを順次行ってまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

次に、丸山久志議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山です。通告に基づきまして2点、私の方から質問をさせていただきます。

まず1点目、井手地区共同墓地の水くみ場についてお伺いをいたします。

現在、井手地区の共同墓地には、3か所の水くみ場が設置されています。中でも、平成23年に住民要望により墓地中腹に設置された水くみ場は、多くの利用者から喜ばれているところであります。しかし、北側の通路に比べ南側の通路からは高低差があるため、大きく迂回が必要な状況です。より多くの住民の方に利用していただくために、南側通路からのアクセスするための通路が必要と考えますが、本町の見解をお伺いいたします。

2点目に、保育園の統合についてお伺いをいたします。

本町では現在三つの保育園が運営されており、多様化する保育のニーズに応えるため、日々ご努力を頂いているところであります。全国的な少子化は本町でも同様であり、子どもの数は激減しております。今の本町の人口規模で、果たして三つの保育園が必要かどうか検討する時期に来ているのではないのでしょうか。建物のメンテナンス、保育士の確保など、様々な課題があるように思われます。保育の多様化に対処するためには費用対効果だけで判断するわけにはまいりませんが、これからの行財政改革を考えると、統合問題は避けて通れない課題であると考えます。本町のご見解をお伺いいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方から答弁させていただきます。

1点目の井手地区共同墓地の水くみ場についてであります。当該共同墓

地につきましては山際に位置し、急傾斜地にあることから、水をくんでの参拝が大変苦勞するとの高齢者からの声や議会からの要望を踏まえ、平成23年度に周辺墓地利用者の協力を得て、現在の山側中腹に水くみ場の追加設置を行ってまいりました。その後も議員各位から、南側墓地への追加設置の要望も伺ってまいりましたが、設置場所の適地が見当たらないため今日に至っております。今回、南側道路から既存水くみ場への通路整備についてのご意見を頂きましたので、可能なルートや構造について詳細な調査を行い、周辺墓地使用者との調整やご協力を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目の保育園の統合についてであります。先ほど中坊議員のご質問にお答えしたとおり、私が町長を担っている間は利便性に配慮し、一人一人に行き届いた保育サービスを提供するとともに、地域社会に開かれ慣れ親しまれている施設として、そのにぎわいの明かりを消すことのないように、現行の形態による運営を継続してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽でございます。いつもありがとうございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。質問事項としまして、ふるさと納税の現状についてと小・中学校の外国語教育についてであります。

質問要旨としまして、まず1点目、ふるさと納税の現状についてであります。

インターネットを見ておりましたら、ふるさと納税研究会報告書によると、納税者の選択により税金の一部を生まれ故郷の地方団体に納付することができる仕組みを導入できないかとの中で、平成6年以降、何回も開催されて今日に至っておりますが、一部の団体では多額の税金を集め有効に利用されておりますが、本町でのこれまでの実績と今後の課題についてお尋ねをし

ます。

次に、小・中学校の外国語教育についてであります。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部業種や職種だけでなく生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっております。こうした課題を踏まえ、令和2年度から小学校の学習指導要領の全面実施に伴い、小学校3・4年生に外国語活動、5・6年生に外国語科が導入されました。既に本町では泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業など行われておりますが、現在の小・中学校の外国語教育の現状と今後の取組についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 藤岡地域創生推進室長。

理事（藤岡 栄） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税の現状についてであります。本町のこれまでの実績につきましては、本制度を導入した平成20年度から今年の11月までの間に、申請も含め延べ239人、総額で493万3,808円を寄附いただき、自然環境の保全や安心・安全なまちづくりなど4分野において、貴重な財源として寄附を頂いた方々のご意向に沿った活用を行ってきております。

返礼品の提供を開始した平成28年度当初は返礼品が1品、3人の方から総額4万2,000円の寄附にとどまりましたが、この間、多くの方々が利用するふるさとチョイスなどのポータルサイトの活用や返礼品の拡充により、昨年度は返礼品が29品、85人の方から総額151万8,010円の寄附を頂き、順調にその実績を伸ばしてきております。

また今年度は、事業者や町商工会などの各種団体の協力を得てさらに取組を強化した結果、山城産のお米やサバずし、清水焼茶碗、木製時計など、返礼品を58品に増やすことができ、11月末時点の申込みベースではありますが、45人の方から総額80万8,000円の寄附を頂くこととなり、対前年同月時点の38人、65万6,000円を上回る状況となっております。

ふるさと納税の本町の今後の課題につきましては、京都府内の自治体や全国の状況からしましても、まだまだその活用を進めていく余地が十分にある

と考えており、今後は本町だけでなく、他の自治体でも人気の高い返礼品の分野や産品を参考にし、井手町ふるさと納税検討委員会の意見も伺いながら、町商工会やJAなどの関係団体とも連携し、新たな返礼品の開発や発掘、提案に力を入れるとともに、ふるさと納税の関連サイトや町ホームページなどの広報媒体をより効果的に活用しつつ、本町の様々な魅力を発信することにより、ふるさと納税制度のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 2点目の小・中学校の外国語教育についてであります。本町では平成12年度よりAETを1名配置し、児童・生徒がネイティブな英語に触れる機会を設けてまいりました。平成29年に新学習指導要領が公示され、令和2年度から小学校の3年、4年では外国語活動が、5年、6年では外国語科がスタートすることになりました。本町では平成30年度より、小学校において完全実施と同じ授業時間の確保と内容を先行実施するとともに、AETを2名体制に増員し、小学校では週2日から3日、中学校では週5日、AETが勤務して、より多くの授業に関われるようにしております。

さらに、平成30年度から小・中連携教員を配置し、中学校の英語科の教員が小学校の教員と指導方法や内容の研究を進めてまいりました。これらの取組によりまして、小学校の新学習指導要領の内容にスムーズに移行することができたものと思っております。小・中学校の連携を充実させてきたことで、子どもたちが小学校から中学校に進学した際に、中学校での外国語科の学習にも意欲的に取り組むことができていると聞いております。

また、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業では、隔年での生徒の派遣、受入れにより、子どもたちの語学力の向上と国際理解教育の一層の充実を図っております。英検チャレンジ推進事業では、平成26年度からは英検4級の受験料を全額補助するとともに、平成29年度より年1回、3級以上についても受験料を全額補助しているところでありまして、今年度は3年生の半数以上が英検3級以上に合格している状況であります。今後も引き続きまして、井手町の全ての子どもたちが、グローバル化が急速に進展する社会において生き生きと活躍できるよう、小・中学校の外国語教育に取り組んでいき

たいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 1点目のふるさと納税につきまして、要望しておきたいと思います。町長をはじめ、議長をはじめ、多くの職員も参加することができますので、参加していただくことを要望しまして、挨拶を終わります。

議長（西島寛道） 次に、谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

今新型コロナウイルス感染症が拡大しているときに、各都道府県の知事からは外出や往来の自粛を呼びかけて、災害派遣ということで自衛隊まで派遣されているというときに、菅政権はG o T o事業は止めないというちぐはぐな対応をやっております。国民の命を守る施策を強く推進し、経済的に困難な状況に陥っている企業や医療機関、個人などを直接支援する政策こそ今必要ではないかという思いを述べまして、一般質問に入りたいと思います。

1点目は、多賀地区の水道低水圧対策についてです。

町内一部地域、高台などでは、上水道の水圧が弱いという住宅は散在しておりますが、特に多賀地区の東部、多賀配水池に近い地域では極端に水圧が弱く、生活に支障を来しております。詳しく聞き取り調査を行ったところ、10軒のお宅から上下水道課に水圧のアップを求める要望書が出されました。中には4軒のお宅では、昭和40年代から個人でタンクとポンプを据え付けて、その維持更新にこれまで多額の費用を個人負担しておられるところもあります。下水道が普及し水洗化するために、この水圧では水洗化できないと事業者と言われて、さらにポンプを付け替えなければならなかったという方もありました。今年新築されたばかりの管径20ミリの住宅でも、水圧不足でお困りという例もありました。

同じ水道料金を負担しているのに、水圧が足りず日常生活に支障があるのは不公平である。また、個人でポンプをつける必要がないように、役場の方で水圧を強めてほしいという住民のご意見はごもっともではないでしょうか。なぜこのような状況が長年放置されてきたのでしょうか。今後、多賀地区簡

易水道と井手地区上水道を統合するという計画が今上がっておりますが、その計画を見ましても、多賀配水池は2046年から48年頃まで使用するという予定になっておりまして、結局それまでは、配水池に近いがゆえの低水圧状態は解決しないということになります。合理化、効率化を目指し多額の税金を投じて統合が行われる機会にも、水難民となっておられるお宅は置いてきぼりというのでは理解が得られません。早急にこの地域でまずは水圧検査を行って、その結果に基づいて水圧上昇のための対策を取れないか伺います。

2点目に特定空家についての対応についてです。

町内では老朽化した空き家が多数存在し、倒壊や屋根などの落下の危険、樹木の繁茂による通行障害や美観・防犯・防災・有害獣対策などの観点からも苦情がたくさんございます。ところが、本町が今年3月に策定した空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく井手町空家等対策計画、以下、計画と申し上げますが、これによりますと本町の住宅総数2,994戸のうち空き家は162戸あるが、特に状態の悪い特定空家等と認定しているものは、僅か8戸ということであります。調査が実態に追いついていないのではないのでしょうか。

町は平成27年、28年度に、空き家実態調査と特定空家の調査を行いました。その際は13戸が特定空家として判定され、指導文書の送付9戸、勧告文書の送付4戸とのことでありましたが、その後、どういう経過で8戸になっているのでしょうか。解決した事例や勧告から命令に至った例はあるのでしょうか。所有者が確知されない場合、文書を送付することはできないと思いますが、その場合はどう対処されているのでしょうか。計画では、特定空家等の判断の参考となる基準を踏まえて特定空家等候補を抽出することになっておりますが、これは現在どの地区に何戸ございますか。総数は何戸でしょうか。計画には今後、法に定めた空き家等対策協議会を設けるということも定めておられますが、進捗状況はどうなっていますか。計画には地域と連携して情報収集に努めるとありますが、苦情という形で情報を寄せていただいている地域住民に対して、指導経過や見通しなどの説明がございません。当該行政区内の苦情案件については、経過を区長に詳しく説明し、連携を深めるべきではないのでしょうか。早急に対策協議会を立ち上げ、代執行も含めて特定空家の速やかな解消へ努力するべきではないのでしょうか。空き家

所有者から希望が多かったとされる解体費用の助成についても、国の制度を活用して導入してはどうでしょうか。

3点目に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

1 1月臨時会で提案された本町の一般会計補正予算で、高齢者等がPCR検査を無料で受けられる事業の予算が計上されました。対象は、新規に高齢者施設に入所する人、あるいは在宅で新規に通所サービスを利用する人に限られております。国が今年度の予備費で行う一定の高齢者等への検査助成事業は、厚労省の実施要項を見ますと市区町村が行う行政検査以外の検査事業で、65歳以上や基礎疾患のある人が希望すれば対象となるもので、この助成は新規に老人施設を利用する方に限られているというものではございません。他の市町村では施設利用に関係なく、65歳以上の方や基礎疾患のある方は誰でも希望すれば対象にしているというところもございます。この制度は、実施主体である市町村が検査対象とすれば幅広く活用できる助成制度であり、本町でもまずは新規利用者だけでなく、既に入所している人や既に通所サービスを利用している方にも広げてはどうでしょうか。

1 1月に入り、12月も府内では病院や高齢者施設、大学などで大規模なクラスターが発生し、全国ではG o T oキャンペーンの一時停止を検討するというほどの感染拡大となっております。年末年始でさらに人の移動が増える時期に、これ以上感染が広がらないよう、65歳以上の方や基礎疾患のある人はもちろん、井手町住民が誰もが希望すれば無料でPCR検査を受けられるように、町独自の対策を取ることはできないか伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

1点目の多賀地区水道の低水位対策についてであります。昨年10月に多賀地区にお住まいの方から、時間帯によって水圧が低いため対策を取っていただきたいという要望を受けましたが、その原因が多賀配水池との高低差や配管の分岐方法等、複合的な要素であることから種々の検討を重ねてきたところであり、まずは多賀配水池の水位をできるだけ下がらないように調整することで、どれだけ改善が図れるか調査してまいりたいと考えております。

なお、抜本的な対策としては、現在、基本設計に取り組んでいる多賀地区簡易水道と井手地区上水道との統合第1期計画において、上井手配水池との高低差を利用し、安定供給が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 2点目の特定空家への対応についてであります。空き家実態調査につきましては、平成27年度に空き家実態調査を、平成28年度には京都府建築士会に委託し、空き家の管理状況や活用の可能性等の評価を得て13戸の特定空家を抽出し、その後、指導勧告を行ったことにより解体や改修等の対応がなされ、現在8戸となっております。

なお、勧告から命令に至った事例はありません。

次に、所有者が確知されない場合の対処につきましては、土地登記簿や建物登記、税務関係資料などから所有者の特定を行うこととしており、所有者を確知することができない場合であって、倒壊等保安上著しく危険な状態と判断した場合は、空家法に基づき必要な措置の内容を公告した後に、略式代執行によって町が除却することができるとされております。

次に、特定空家等候補の地区別戸数と総数につきましては、井手地区に28戸、多賀地区に36戸、田村新田地区に1戸の合計65戸であります。

次に、空き家等対策協議会の設置につきましては、本計画において令和2年度以降に設置することとしており、必要となった段階で設置してまいりたいと考えております。

次に、空き家に対する苦情への対応につきましては、その都度、空き家所有者などに説明し対応を求めるとともに、苦情を寄せた方にもその結果をお伝えしているところです。

次に、空き家の解体費用の助成につきましては、空き家には様々なケースがありますが、基本的には所有者が対応するべきものであり、本町としては解体助成費の導入は考えておりません。なお、現在、京都府内で助成を導入しているのは3市町にとどまっており、導入されていない市町村においても、本町と同様の考えであるとお聞きしております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 3点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。高齢者等PCR検査事業の対象者を既に通所や入所されている方へ拡大すること、また全ての住民が希望すれば無料でPCR検査を受けられるように町独自で対策を取ることができないかにつきましてお答えします。

この間、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続する中で、インフルエンザの流行期を迎えることから、国においては身近な医療機関で発熱患者等の必要な検査ができる体制の整備を都道府県に要請し、京都府においても行政検査として実施できるPCR検査体制等の拡充を図るとともに、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に判定できる検査キットが開発され、その活用も見込まれるなど今後の感染拡大に備えた体制の整備が進められてきたところであります。

本町といたしましては、感染の疑い等の不安のある方が安心して診療や検査を受けられる体制が整備されてきたことを踏まえ、町独自の対策として高齢者施設等における感染拡大防止を図り、安心して施設を利用していただく環境をつくるため、京都府が進める検査体制の整備状況との整合性を確認した上で、地域の医療機関とも個別に協議し、感染管理上の必要な対象者を高齢者施設等の新規利用者等の範囲と設定したものであり、検査対象の拡大は考えておりません。

なお、谷田みさお議員から、他の市町村では施設利用に関係なく65歳以上の人や基礎疾患のある人は誰でも希望すれば対象にしているところもある、とのご指摘がありましたが、京都府内においてPCR検査事業を実施する市町村は本町と京田辺市の2団体だけであり、京田辺市も誰でも希望すれば対象にするということではなく、対象者を限定して実施する予定とお聞きしております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず、多賀の水道の件ですけれども、今のご答弁によると配水池の統合を、以前議会にご説明あった計画では第2期というふうにしてあったと思うんですが、それはそうではなくて第1期にするというふうにならざるを得ないという状況なんでしょうか。それで解決するのかなというのは思うんですけれども、まずは水圧調査をやってくださいよ。低いと言

うたはるんですよ。低いと言うたはるけども、感じ方はいろいろですし、同じ地域の中でも随分差があるんです。お一人暮らしの人と家族がいらっしゃる方ではまた感じ方も違うんです。そういう何か対策をやらなあかんと思わはるんやったら、科学的にやらなあかんので、本当にそこのお宅は水圧が低いのか、まず調査してくださいよ。調査もなしに申出があったから何かしますというのは、それはまた違うと思うので、まず調査してもらって、それぞれの個別のお宅の申出のあったとこ、きちんと申し出てはるわけですから、個別に調査できないんでしょうか。仕組み的にできるのかどうなのかお尋ねをします。

次に特定空家の件ですけれども、今、多賀地区、井手地区の別で数を言われたんですけれども、28年のときの調査にはもっと細かい区ごとの数も言われたんですよ。そのときに、私、地元が南部ですから、南部の方から「あんな家何とかしてほしい」という苦情が殺到しているお宅があったにもかかわらず、南部には特定空家はありませんと、13戸の中にはなかったわけですね。ほんで、そのまま放置されてきて、もうこれ、5年以上たつわけですけども、そのまま朽ちていっているわけですね。今8戸になったのは、解決していったり、除却されたり、そういうので減っていると言わはんねやから、新しく特定空家には増えたところはないということですか。じゃ、苦情の殺到している南部区のある住宅も、特定空家とは現在も指定されてないということなのかと。増えてないんですね。新たに指定されたところはないんですね。それを確認したいです。

略式代執行もできるし、きちんと対策協議会をつくって代執行もできるという仕組みになっているんですけども、そういうことを実際行う段にならなかつたら、これ、協議会をつくらないということですか。協議会は別に代執行や略式代執行を決めるためだけのものじゃありませんよね。協議していかなあかんと、いろいろな空き家対策を。だから、それを早急につくりましょうと計画にも書いてあるわけですから、必要になったときと言うんじゃなくて、代執行をするかどうかの決定だけをするというそういう機関じゃないと思いますから、これは本当に待たなしやと思います。早く対策協議会を立ち上げてほしいと思いますが、対策協議会の位置づけはどうなっておりますか。

空き家の解体費用の助成などは、鳥取市などは非常に積極的に取り組んでおられまして、参考にさせていただいたらいいなというふうに思っております。

新型コロナの関係ですが、町が取り組む新規利用の方の検査について確認したいことが1点ありますが、希望者だけなんですよね。だから、高齢者の方やからお勧めしても、「そんな私、検査そのものも怖いし、痛かったらかなんし、ようしません」と言うて、今度新規に入所しなあかん、デイサービスに行かなあかんのやけど利用しませんという人が出てきても、これは希望者だけということなんやから、それをもって利用を制限するということはありませんね。確認をしたいと思います。

今後、ワクチンの実用化ということが最近取り沙汰されてまいりました。ワクチンについては、今政府は、病院、医療機関か公民館や体育館など、市町村の集合施設で集団接種するというようなことを言い出しております。そういうことを考えると、やはり準備を町としてもしておかなあかんと思います。そういう対策、準備ができているのかと。

誰もが希望すればということについて、府下ではないという話でしたけども、もちろん全く不安のない人が、元気はつらつ何も心配してないけど行きたいというのは自費で行ってもらったらええわけですけど、不安のある方については、東京都なんかでは無料で、区の費用で検査を行っておられるところは複数ございます。京田辺の場合は新規利用者には限ってないんじゃないかというふうに思うんですけど、もう少し分かるのであれば教えてほしいと思います。いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） 谷田議員の水道の統合の関係につきまして、私の方からご答弁させていただきたいと思います。

配水池の統合を第2期から1期にしたのかというご質問だったかと思いますが、配水池を統合して予定していますのは、谷田議員認識のとおり2期そのままです。1期に何をするかというのは、上井手の配水池から新しい国道バイパスの整備に合わせて水道管を布設しますので、上井手の配水池から国道バイパスを通過して多賀地区の配水池まで水を送る、そういうことをします。多賀へ水を送る際に何らかの方法で、水圧の弱い地域に上井手との高低差を利用して水圧を高められないかということを検討しようということで、今度発注しました統合の基本計画がございますので、その中で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇) 次に、2点目の調査方法についてのご質問ですけれども、個人のお宅の蛇口等散水栓に水圧測定器を設置することで、それぞれのご家庭の水圧の変動について調査を行うことは可能ではあるんですけれども、長時間測定器を蛇口に設置したままとなりますので、水が出なくても支障のない水栓があるなどの条件というのが一定必要でございまして、各戸全てにおいて調査することは困難であるというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 新型コロナウイルスの関連のご質問でございましてけれども、まず検査の利用はあくまで希望者だけということで、入所時に検査の方を希望されないという場合でも、当然入所制限というのはございません。

2点目のワクチンの接種の準備等につきましては、国の方から接種の体制準備を順次進めるようにというふうな通知は出されておりますけれども、詳細な状況については今後、国の方から順次情報提供をされて、それに基づいて進めていくということで、これからまだ詳細については下りてくるものというふうに考えているところでございます。

3点目の京田辺市におきます事業の概要でございましてけれども、国の方の事業の内容に対して、さらに一定の対象者について制限をしてされるというふうなことは聞いておりますが、今後、京田辺市議会において議論されるべき案件でございまして、情報につきましてはそれ以上のものは持ち合わせておりません。

以上でございまして。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 谷田議員の質問にお答えいたします。

28年度に実施して以降しておりませんので、新たな特定空家の認定はございません。

協議会の位置づけにつきましては、必要が生じたときにその設置を検討する、今年度以降するということですが、空き家に対する予防あるいは適

正な管理、それから空き家の利活用、こういったところにつきましては、常時それは行っておるところであります。実際に協議会を設置するということにつきましては、やはり保安上著しく支障を来すとか、景観上著しく支障を来す、そういった差し迫った状況と判断した場合には、協議会を設置することについて検討していくということになると思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 私の方から追加の説明をさせていただきます。

協議会の設置と、それから調査なんですけれども、毎年一応調査というか、状況についての確認をするための調査は毎年度実施する予定としておりまして、その状況によりましていろいろな指導、これまでから行っています特定空家に該当するようなものが進行しているかどうかというのは確認をさせていただくという形を取っております。

もう1点、協議会につきましては、特定空家に対しましていろいろな措置を講じていくという形になります。助言、指導に始まって勧告、命令、それから代執行と、こういう段階を踏んでいくわけですが、最初の助言、指導については、これ、行政的な判断ですのでその場でやらせていただくという形になりますし、勧告等についてもなると。ただ、その後命令とか、それから代執行というような話になりますと、私権の制限を著しく損なうような行為等になりますので、協議会を設置する中で慎重に議論をしていただいた上で、そういった措置を取っていかうというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 空き家の件ですけれども、勧告に至っても固定資産税の扱いなんかが変わるわけで、そういうほんまの最終的な命令、命令まで至ったら次は代執行というのは目に見えているんですけども、そこへ至らないと協議しないということではあかんから、勧告に至るところではやっぱり多数の目でもって、これは私権の制限やむなしというような決定をしていかな、打っていかなあかんということだから、協議会はやっぱり計画にあるとおりに速やかに設置をしていただきたいと要望して終わります。

議長(西島寛道) 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1 番（奥田俊夫） 1 番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告に従いまして、大きく二つの点について質問したいと思います。

林道整備について。

先日、消防団員とともにマツタケ山の看板を撤去するために、多賀地区の岩倉橋付近より軽トラックにて山に入り、龍王の滝、代官屋敷跡、大正池グリーンパーク、万灯呂山分岐点周辺まで点検を兼ねて走行してきました。途中、倒木が林道の間際でかろうじてとどまっているところが何か所かあり、木々の枝が折れて林道に覆いかぶさっているところも多々ありました。このような状態では、山火事が発生した場合の消火活動や行方不明者の捜索活動を行う際に支障が生じると思われます。

また近年、林内、林道、登山道等を野外トレイルとして走行するマウンテンバイカーが増加しています。マウンテンバイク等でのトレイルライドを通して自転車の楽しさや自然のありがたみを知り、そのことが登山道の整備、人の手が入ることによる放置林などの解消につながることはいい傾向であると思います。

一方で、現実として、これらを要因としてわだちやブレーキポイントに沿って土が削られ、浸食による土地改変を招いています。また、スピードを出して林内を走行すると重大な事故につながるなど、危険が多く存在します。実際、先日の走行時にも、突然自転車が道でない木々の間から飛び出してくることがあり、大変危険であると実感いたしました。

そこで質問です。

現在、井手町管轄の山林の管理体制は、誰がどのように行われていますか。最低限の整備や維持管理が必要であると考えますが、町としての見解をお聞かせください。

今後、自転車等の道ではない箇所への立入りに対する規制は行われる予定はありますか。また、注意喚起のための立札看板の設置も必要であると考えますが、どのように思われますか。

大きく2点目ですけど、通行規制看板の設置について。

多賀地区坂の下踏切より東側の町道は、J A井手町支店前の交差点からでは道幅も広く見えているため、時折、4トントラック状の大型車両が通行可能と判断し進入してきます。しかし、実際は東へ行けば行くほど道幅も狭く

なっており、とてもそのような大型車両が通行できる状況ではありません。そのため、誤って進入してしまった車両は立ち往生をしてしまいます。車両が大きいためUターンをすることも困難となり、苦勞しながら後退するしか方法がないのが現状です。このような状況では大型車両の苦勞もさることながら、歩行者や一般車両にも迷惑がかかるだけでなく、危険であると考えます。

そこで質問します。

駅踏切付近での規制看板等の設置が必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。多賀の市街地を走る大型車両が見受けられます。この道は近くに小学校があるため通学路になっている上、高齢者の横断も多くあるため、大変危険だと思います。大型車両のみならず一般車両に対しても、目立つ方法で注意喚起のための看板を設置いただくか、あるいは何らかの対策が必要であると思いますが、どのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

議長（西島寛道） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の林道整備についてであります。一つ目の井手町管轄の山林の管理体制につきましては、町有林では以前、植林、保育、間伐等の管理を行っており、現在は一定整備が終わり、伐期齡に達している森林もあります。しかしながら、木材需要の低迷などにより木材価格が低下し、搬出の費用等を考えますと赤字になりますので伐採等は行わず、現状としては臨時的な倒木、支障木等の除去などの維持管理にとどまっております。

また、これまでの管理で不十分なところにつきましては、ワタキューセイモア株式会社、オムロン株式会社、サントリーホールディングス株式会社の3社の企業とそれぞれ整備対象エリアを決めて、森林の利用保全や整備活動に関する協定を締結し、森林保全活動を行っていただいております。

二つ目の最低限の整備や維持管理につきましては、議員ご指摘の龍王の滝から大正池グリーンパーク、万灯呂山展望台への分岐点までの町道及び林道につきましては、随時のパトロールのほか、通行者からの連絡があれば職員等により適宜対応しております。

また、京都府の豊かな森を育てる府民税交付金を活用し、平成30年度に山吹ハイキングコース、昨年度に万灯呂山展望台へのアクセス道路等における危険木及び支障木の除去も実施してきており、今後も継続される予定の本交付金等を活用しながら対応してまいりたいと考えております。

三つ目の自転車等の道ではない箇所への立入りに対する規制につきましては、他市町村の事例や京都府等の関係機関のご意見等を頂きながら、研究してまいりたいと考えております。

四つ目の町道、林道への注意喚起のための立て看板の設置につきましては、パトロール等の現地調査を行い、設置箇所等について検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の通行規制看板の設置についてであります。一つ目の多賀地区坂の下踏切付近での規制看板の設置につきましては、議員ご指摘の町道1号線の坂の下踏切から多賀市街地の府道上狛城陽線までの間は、復員が狭小であることから、10年ほど前に道路拡幅に対する説明会を開催したところ、地元の協力が得られず、現在の状況となっているところであります。

道路交通法上の規制については、公安委員会の管轄でありますので田辺警察署に伺いますと、当該町道には大型車両通行規制の法規制は設定されていないことから、法規制をするためには車両の通行状況や道路管理者との協議、また、沿道をはじめとする地域住民の合意形成、さらには迂回路の確保などが必要であり、直ちに対応することは困難であるとのことであります。

なお、復員狭小等の注意喚起看板の設置につきましては、井手町交通対策協議会として現状等を確認しながら、設置場所等について警察と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

二つ目の多賀市街地の府道上狛城陽線における大型車両等への注意喚起看板の設置や何らかの対策につきましては、道路管理者である京都府や警察とも協議しながら、井手町交通対策協議会として注意喚起看板の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。また、その他の対策につきましては、当該府道は生活道路であり通学路でもあることから、現在、国や京都府、警察をはじめ本町も参画しながら、効果的な交通安全対策の調査、検討を進め

ていただいております、今後その成果を踏まえながら、対応について要望してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 再質問ではございませんが、安全に関わることですので、早急に対応していただきますよう要望いたしまして、終わりたいと思います。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時半から。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時30分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第49号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回、令和2年12月12日施行の公職選挙法の改正により、町村議会議員及び町村長選挙における選挙公営の拡大が行われることにより、本町においても公費負担ができるようになったことから、条例を制定するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担の規定であります。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出の規定であります。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続の規定であります。

次のページをご覧ください。

第5条、契約の指定の規定であります。

続きまして、次のページにまたがりましても、第6条、選挙運動用ビラの作成の公費負担の規定であります。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出の規定であります。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続の規定であります。

第9条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の規定であります。

第10条、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出の規定であります。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続の規定であります。

4ページをご覧ください。

第12条、委任の規定であります。

下、附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39号の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6、議案第50号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第50号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1983、第23条、国民健康保険税の減額の規定であります。個人所得課税の見直しに伴う改正でありまして、第1号については7割軽減の規定を、第2号については5割軽減の規定を、第3号については2割軽減の規定について軽減判定所得基準の33万円を43万円に改めるものであります。

また、給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属している世帯については、軽減判定において、43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し、現行の算定式に加えるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

例規ページ数1988、附則第9項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の改正につきましては、軽減判定所得基準の見直しに合わせた条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和3年1月1日から施行する。

2項、適用区分の規定であります。この条例による改正後の井手町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　2ページから3ページにかけて、今2ページの23条1号は7割軽減の方、2号が5割軽減の方、3号が2割軽減の方という説明がありましたけれども、それぞれどの程度の世帯と人数がこの対象になっているのか。

それと、それを全部合わせて、井手町の国保税の加入者、世帯、加入者数の何%になるのか。

それと、その中でも給与所得控除や公的年金控除の対象となる人についての仕組みがまた変わるということですから、その影響を受ける人がどのくらいの人数おられるのか。結局、これ、振替の方法が変わるということですから、理論上は全く税額も変わらない、井手町としての影響額もないのかなと思います。税額や本町に影響というのは全くないと考えていいのか、お尋ねをいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の7割、5割、2割軽減のそれぞれの軽減の人数でございますが、令和2年度の当初賦課の軽減世帯数で申し上げますと、7割軽減が357世帯、5割軽減が168世帯、2割軽減が135世帯でございます。

国保の加入世帯の軽減の割合でございますが、軽減世帯につきましては61.68%が軽減の世帯を占める割合でございます。

それから、あと、給与、年金の影響額でございますが、現在、給与所得で軽減世帯、係っている世帯につきましては111世帯でありまして、年金の所得の加入世帯は188世帯でございます。給与所得につきましては世帯全体の10.37%で、年金所得の軽減割合は17.57%でございます。

井手町の国保の今回の改正に伴う影響になりますが、年金所得、給与所得の方につきましては影響はございません。あと、営業所得とか不動産、農業の方につきましては、基礎控除が10万円アップするものでございますので、

その分が影響する額でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 給与所得者や年金の所得だけの方というのは、影響はないと思うんですけど、さっき言われた営業所得とか農業所得とか、フリーランスで働いたはる人とか、そういう方の基礎控除を増やそうということで、今回、国の方は基礎控除額を上げたわけですね。そうすると、その方々は、今まで33万しか控除されなかったのが43万控除されることになって、国保税の税額は下がるということなんでしょうか。それが下がるということは、井手町ではやはり多少国保の税収が少なくなるということなのか。もしそういうことであれば、それについての補填というのは何か考えられるのか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） ただいま谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、営業所得と不動産、農業等の所得でございますが、140世帯ございまして、その分10万円の基礎控除が上がる関係で、その分について国保税は下がってまいります。その分税収が下がるということになるんですけども、その補填というのは今のところはございません。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論します。

軽減を受けておられる世帯の中で、給与所得控除や年金所得控除を受けておられる方については影響はないと。かつ、軽減を受けておられない世帯に

についても何ら変化はないというふうに思うんですが、140世帯の方は税額が同じ収入であっても下がるということになって、住民の方、加入者の側にすると、とてもありがたいことだなと思いますので賛成するんですけども、それについて、こういう国税の徴収についていろいろ変えたことによる影響、それについてやっぱり国がきちんと手だてを打ってくれないと困ると思いますので、そういうことはきちっと要望していただきたいと。補填財源を求めるということを要望して、賛成したいと思います。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第50号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第51号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） それでは、議案第51号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、ご説明申し上げます。

井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、当該基準に従って定める本条例につき、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表をご参照ください。井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数 2793 の 22 ページ、第 5 条、家庭的保育事業者等の一般原則の規定であります。第 5 号中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 22 ページ、第 6 条、保育所等との連携の規定であります。第 6 条中「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を、「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を、次のページをお開きください、「認定こども園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 2 号中「提供する保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加えるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備をするとともに、同条に新たに第 2 項及び第 3 項といたしまして、家庭的保育事業者等による代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和についてであります。代替保育を提供する保育者等の確保が著しく困難であると認められる場合には、小規模保育事業 A 型事業者または同等の能力を有すると市町村が認める者を代替保育を行う連携施設に変えることができる規定を追加するものであります。

次に、第 4 項及び第 5 項といたしまして、連携施設の確保義務の緩和についてであります。家庭的保育事業等の終了時に、先行して利用調整を行うなどにより、引き続き必要な教育・保育の提供を受けることができる場合は、連携施設の確保は不要とする規定を追加するとともに、連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業を卒業後の受皿として確保することにより、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものであります。

次のページをお開きください。

例規ページ数 2793 の 24 ページ、第 16 条、食事の提供の特例の規定であります。国の基準の改正に伴い、第 2 項第 3 号の次に新たに第 4 号を追加するものであり、これまで搬入施設は連携施設同一法人が運営する社会福祉施設等に限られていたものを、保育所等から調理業務を受託している事業者を追加する規定であります。

例規ページ数 2793 の 27 ページ、第 27 条、小規模保育事業の区分の規定であります。国の基準の改定に伴い、見出しを削除する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 29 ページ、第 29 条、職員の規定であります。第 3 項中、「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるもので

ありまして、国の基準の改正に伴い、保育士とみなすことができる職種に准看護師を加える条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の30ページ、第31条、職員の規定であります。第3項中、「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴い、保育士とみなすことのできる職種に准看護師を加える条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の31ページ、第37条、居宅訪問型保育事業の規定であります。国の基準の改正に伴い、第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものでありまして、保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、例規ページ数2793の35ページ、第44条、小規模型事業所内保育事業所の職員の規定であります。第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴い、保育士とみなすことのできる職種に准看護師を加える条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の35ページ、第45条、連携施設に関する特例の規定であります。第1項中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、新たに第2項として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加するものであります。

次に、例規ページ数2793の35ページ、第47条、小規模型事業所内保育事業所の職員の規定であります。第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴い、保育士とみなすことのできる職種に准看護師を加える条文の整備であります。

次に、2ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 9 番、谷田みさおです。

3 ページですが、家庭的保育事業者等の一般原則というのがありますけれども、第 5 条以下ありますが、この家庭的保育事業者等という等がついてきますので、いろいろな類型が含まれると思うんですけども、これはどういう保育を指すのか。井手町内でこの家庭的保育事業等に当てはまるような保育施設があるのかどうか。町内になかったとしても、別の場所でこういう保育事業等を利用しているという方が井手町内にもおられるのかどうかをまずお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

家庭的保育事業者等の種類になりますが四つありまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当することになります。

井手町に該当している施設はあるのかというご質問については、ありません。

それから、別の場所で利用している方はいるのかということの質問ですが、これについてもありません。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） そもそも家庭的保育事業等というのは、待機児等が大都市なんかでは出るのでいろいろ受皿を増やそうということで、いろいろできてきた事業だということは分かるんですけども、規制緩和のオンパレードなわけですね。その中でも、ページ数で言うと 4 ページ、5 ページ、以下にもありますが、連携施設の確保ということが定められていたわけですね。それが新の方を見ますと、4 ページの例で言うと、代替保育を提供するようなそういう連携施設の確保が著しく困難であるというようなときは適用しないと、別に確保しなくてもいいということになるわけですね。この著しく

困難であるというのはどういう状況を指すのか。誰が著しく困難と認定するのかということが一つと、もし仮に井手町でそういう家庭的保育事業等をやる事業者が現れたとします。現れたとして、じゃ、その連携施設として井手町の町立保育所が代替保育とかを引き受けたり、そういうことはできるのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の代替保育の連携施設について、著しく困難であるといえますのは、家庭的保育をしている保育ママが万が一病気になったとき等に関して、代替保育が確保できない場合についてであります。これにつきましては、大都市等とかでは保育所について利用者が定員いっぱいということで空きがなく、代わりの保育をすることができないような状況になっておりますが、井手町に関しては、もし万が一、家庭的保育事業等をされる方がいらっしゃったとしても利用定員が今いっぱいになっておりませんので、受け入れる体制はできるというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) この家庭的保育事業等というのは、原則3歳未満の子どもですよね。低年齢の子どもです。井手町の、今ないのに、もしあったらどうやねんという話ですけど、でも、ゼロ歳の子どものことを考えたら、今井手町は受入れができてないわけですよ、8月になったらいっぱいになって。保育ママの制度があってやってもらえとか、訪問型でベビーシッターみたいに来てもらえるなんていう制度が、やらはるところがあったとしたら、それはお願いしたいという人かってあるかもしれませんよ。そうなったら、じゃ、代替保育やるとこ、本来確保しなあかんわけです。今定員がいっぱいになってないからと言わはりますけど、じゃ、ゼロ歳やったら受入れができないじゃないですか。その点はどうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今、ゼロ歳児については利用定員についていっぱいになっておりますが、今のところ、それから追加の申込みはありません。万が一、追加があるときには保育ができるような状態に、職員の募集であるとか、そういったことに努力をしていきたいと思っております。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 反対の立場で討論します。

子ども・子育て支援法等が改正されて、様々な受皿づくりというのもやられていて評価できる点もあるんですけども、例えばこの条例で言ったら、37条に居宅訪問型保育事業というのがありまして、母子家庭の方などで夜間や深夜勤務される場合しか居宅訪問型は受けられへんのかということになっていたわけですが、病気とか疲労とか精神上しんどいとか、そういうことでも訪問型を受けられますよということが条例にもちゃんと書かれたりとか、そういうプラスの面もあるんですけども、著しく困難やったら連携施設確保しなくていいとか、お弁当の搬入についても今までのような規制を外すとか、人員の基準についても看護師だけでなく准看護師も含めて保育士とみなすですとか、そういう基準緩和のオンパレードでありまして、待機児が深刻なのは分かりますけれども、安上がりなだけで保育の質を落としてもよいというものではありませんので、そういうことにつながりかねないということから反対をします。

今ゼロ歳児保育について答弁がありましたけれども、問合せがあれば保育士を増やして対応するかなのような答弁があったんですけど、それ、本当に期待していいんでしょうか。そういうことやったら非常に期待できるなと思うんですけどもね。この条例に関して言いますと、規制緩和のさらなる緩和の拡大ということになりますので、反対をいたします。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで討論を終わります。

これから、議案第51号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美）　　それでは、議案第52号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから、当該基準に従って定める本条例につき、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をご参照ください。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数2793の43ページ、第4条、利用定員の規定とありますが、国の基準の改正に伴い、見出しを削除する条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の45ページ、第7条、あっせん、調整及び要請に対する協力の規定であります。第2項中「適用する場合を含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加えるものでありまして、国の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数2793の50ページ、第30条、苦情解決の規定であります。第5項中「内容を」の次に「当該」を加える条文の整備でありま

す。

次のページをお開きください。

例規ページ数 2793 の 53 ページ、第 37 条、利用定員の規定であります。国の基準の改正に伴い、見出しを削除する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 54 ページ、第 40 条、あっせん、調整及び要請に対する協力の規定であります。第 2 項中「同法第 73 条第 1 項の規定により読替えて適用する場合を含む。」を削るものでありまして、国の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 55 ページ、第 42 条、特定教育・保育施設等との連携の規定であります。第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、国の基準の改正に伴い、新たに第 1 号及び第 2 号を追加するもので、特定地域型保育事業の終了時に先行して利用調整を行うなどにより、引き続き必要な教育・保育の提供を受けられる場合には、連携施設の確保は不要とする規定を追加するものです。

次に、第 5 項中「前項」を「前項（第 2 号に係る部分に限る。）」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、例規ページ数 2793 の 59 の 2 ページ、附則、第 2 条、特定保育所に関する特例の規定の改正につきましては、「受けるもの」を「受ける者」に改めるものでありまして、国の基準の改正に伴う条文の整備であります。

次に、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　　3 ページですけれども、第 42 条、特定教育・保育施設等との連携で、今回変わるところですけど、連携施設の確保が著しく困難であるというところを改めまして、ゼロ歳から 3 歳までのそういう保育が終わ

った後に、3歳以上の保育を優先的にその子どもを措置して、優先的に取り扱う措置ができる、そういうところがあるんやったら、ゼロから3歳のときに連携施設を確保しておかなくてもいいですよ、3歳になってその保育が終了したらそこへ入れてもらえるんやからいいですよみたいなことで、これも規制緩和の一つやと思うんですけども、井手町はこういう施設は今ないと。そやけど、よそでそういう保育ママなりに預かってもらったはった子どもが3歳になって、それはなくなりますので、井手町の保育園に次3歳以上のところから入らせてくださいと言うてきはったときに、井手町の保育所やったらその子を優先的に取りますよという扱いをするのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃったとおり、優先的といいますか、今のところ井手町につきましては4歳児、5歳児については全員入っていただいていますので、もちろん優先的といいますか、入れることにはなりません。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 反対の立場で討論します。

この運営の方の基準につきましても規制緩和を認めるものでありまして、今言った特例扱いの話ですけども、井手町は4歳、5歳全入やと、だから特例的に優先してあげなくてもみんな入れますよと、井手の実態は分かるんです。そやけども、大都市部でそういうことができるのかと。4歳、5歳であっても競争じゃないですか。点数制で入れるかどうか、非常に大変な思いをしておられる保護者の思いに、これ、本当にこういう規定を設けたからって応えられるのかというふうに疑問に思います。

とにかく、そういう家庭的な保育等での規制を外したいという趣旨だと思

いますので、反対をします。

議長（西島寛道） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第52号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第53号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第53号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

なお、今回、京都府市町村職員退職手当組合に相楽東部広域連合から加入の申出があったことに伴い、規約を改正するものであります。

2ページをご覧ください。

京都府市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約新旧条文対照表であります。当該対照表は、退職手当組合の様式にて上程させていただいておりますので、現行が左側に、変更（案）として右側に記載されております。

第2条、組合を組織する地方公共団体の規定でありまして、同条中「及び市町村の一部事務組合」を「並びに市町村の一部事務組合及び広域連合」に改めるものでありまして、広域連合の加入に伴う規定の整理であります。

続きまして、別表（第2条関係）でありまして、同表中「宮津与謝消防組合」の次に「相楽東部広域連合」を加えるものでありまして、組合を組織する地方公共団体の追加であります。

1ページをご覧ください。附則であります。この規約は、令和3年4月1

日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、京都府市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第54号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）につきましてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,723万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,649万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の

規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加は、第4表地方債補正による。

それでは、3ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎等造成工事、金額2億円。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額1億1,600万円。8款土木費、5項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、金額5,800万円。

次のページをご覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額、5,100万円であります。

次のページをご覧ください。

第4表、地方債補正でございます。起債の目的、5目総務施設整備事業債、今回新たに追加するものであります。限度額を1億5,000万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、9ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回549万円を追加し、計10億1,199万円、総務管理費補助金の549万円であります。2目民生費補助金、今回27万5,000円を追加し、計2,605万3,000円、社会福祉費補助金の27万5,000円であります。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費補助金、今回535万5,000円を追加し、計6,775万2,000円、老人福祉費補助金の535万5,000円あります。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回17万4,000円を追加し、計34万円、一般寄附金の17万4,000円あります。2目民生寄附金、今回25万円を追加し、計128万1,000円、社会福祉費寄

附金の25万円であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、6目庁舎等整備基金繰入金、今回5,000万円を追加し、計2億2,950万円、庁舎等整備基金繰入金の5,000万円であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回318万7,000円を追加し、計2,042万3,000円、前年度繰越金の318万7,000円であります。

21款諸収入、4項雑入、3目雑入、今回250万円を追加し、計1,854万5,000円、雑入の250万円であります。

次のページをご覧ください。

22款町債、1項町債、5目総務施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに1億5,000万円を計上し、計1億5,000万円、総務施設整備事業債の1億5,000万円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、9目まちづくり推進費、今回40万円を追加し、計3,278億9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の40万円であります。負担金補助及び交付金の40万円あります。12目庁舎建設費、今回2億円を追加し、計3億7,950万円、財源内訳といたしまして、地方債の1億5,000万円、その他の5,000万円あります。工事請負費の2億円あります。14目ふるさと応援基金費、今回17万4,000円を追加し、計33万9,000円、財源内訳といたしまして、その他の17万4,000円あります。積立金の17万4,000円あります。

15目社会福祉基金費、今回25万円を追加し、計128万円、財源内訳といたしまして、その他の25万円あります。積立金の25万円あります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回516万9,000円を追加し、計2,607万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の549万円、一般財源の32万1,000円の減であります。委託料の348万7,000円、負担金補助及び交付金の168万2,000円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回305万円を追

加し、計3億8,691万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の27万5,000円、その他の250万円、一般財源の27万5,000円であります。委託料の55万円、負担金補助及び交付金の250万円あります。2目老人福祉費、今回574万5,000円を追加し、計8,610万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の535万5,000円、一般財源の39万円あります。負担金補助及び交付金の535万5,000円、償還金利子及び割引料の39万円あります。

次のページをご覧ください。

3目国民年金事務費、今回5万円を追加し、計990万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の5万円あります。負担金補助及び交付金の5万円あります。2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回3万8,000円を追加し、計2億4,666万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3万8,000円あります。負担金補助及び交付金の3万8,000円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、今回2万円を追加し、計893万5,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2万円あります。償還金利子及び割引料の2万円あります。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、今回70万円を追加し、計3,516万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の70万円あります。工事請負費の70万円あります。

4項社会教育費、2目文化財保護費、今回163万5,000円を追加し、計1,371万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の163万5,000円あります。負担金補助金及び交付金の163万5,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）に計上した事業の概要につきましてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号1、事業名、新庁舎等造成工事、事業費、2億円、財源内訳

といたしまして、地方債の1億5,000万円、その他の5,000万円があります。

事業の概要といたしまして、新庁舎等造成工事であります。

図対象番号2、事業名、学校管理費、事業費、70万円、財源内訳といたしまして、一般財源の70万円であります。

事業の概要といたしまして、泉ヶ丘中学校特別支援教室パーテーション設置であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず、11ページ、まちづくり協議会の補助金、これはどういう事業に補助されるのでしょうか。

それから次に、同じページ、新庁舎の造成工事の工事請負費が出てきてますけど、繰越明許ということですが、土地の取得費が出てきてないのに造成するんですかとびっくりしたんですけど、これ、どういう仕組みになっているのでしょうか。何平米なのか。全協でしたか、前、庁舎の説明を受けたときに、トイレと休憩施設は国が造るとかいうことで、事業認定の説明会するときもそこは一線を画して、役場の庁舎分の平米数が上がって、これだけに事業認定してもらいますという話やったんですね。じゃ、この造成はどうなんでしょう。何平米、それ、全部含まれているのかどうか。そういうことができるのかどうか。事業認定がまだできてないこと一体にやるんですか。

それと、地番はどこですか。それと、地権者は何人ぐらいおられるのか。あと、調整池を地下につくるという計画になっているというふうに前説明がありましたので、造成してしまってまた池を掘るんですかという、その辺はどういう順番になっているのか。排水の出どころというのは、その説明のときには玉川には間違いはないが、どの地点に排水が出てくるかというのはまだ決まってないということだったんですけども、それは造成とは無関係に、造成は進んでも排水のことは後から考えたらできるということなのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、同じく11ページのコミュニティ助成というのは何に補助されるのか。それから、同じく11ページ、地域密着型サービス等の整備助成ですけど、施設に陰圧室を設けるというような話がありましたが、もう少し詳しくどういう施設なのか、どのくらいの規模のものを何か所つくられるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、12ページ、学校の工事請負で泉ヶ丘中学校の特別支援教室パーテーションということですが、今特別支援教育は中学校ではどういう種別でやっておられるのか。何か所に分けなければいけないのか。それぞれ何人ずつぐらいの子どもが入ることになるのか。

最後、もう一つ言ってしまっていていいですか。同じく12ページ、府の指定文化財助成金、どこのどんな文化財に幾らずつ助成されるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり協議会が今年度予定しております事業に対して補助するものがございますが、まちづくりセンター椿坂周辺の耕作放棄地におきまして、農作物を栽培するというふうな事業でございます。その栽培で出来上がりましたものを収穫いたしまして、それで朝市等を開催する事業でございます。またさらに、木材や石材、そういったものを原料にしまして、サンドブラストという工作機を活用して新たな特産品開発を行う、試作する事業でございます。もう1点、ヤマブキの補植の事業でございます。

以上の4点でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

まず、造成工事の関係でございますけれども、今回造成工事を予定しておりますのは約1万1,000平方メートルでございます。休憩施設との関係でどこまでの部分を造成するのか、事業認定の関係もでございますけれども、事業認定につきましてはもちろん町事業ということですので、土地で言いますと庁舎とふれあいセンター部分、全体の1万1,000平米部分。ですから、道の駅的休憩施設については、それは省いているということでござい

す。事業認定も、そこは外してやっておるというところでございます。

あと、地番につきましては、番地といいますか、東高月の田んぼ20枚、それと、宮ノ前の土地1枚ということで現在予定をしております。

地権者につきましては、11名の方、共有名義の方もありますが、全体で言うたら11名になろうかというふうに現在は予定をしております。

あと、調整池の関係でございますけれども、調整池は地下に設置をするということです。これは造成工事の中で一緒に設計をするということです。造成をするときには地下の池もつくって造成をするということでございます。

あと、排水につきましては、現在のところ、南側の高月へ抜ける方の町道がございますけれども、そちらの方に排水管を通す予定で現在のところ計画をしていると。

用地につきましては、既に1億円組んでおりまして、今現在、単価等調整をしているところでございますが、また必要に応じ提案をさせていただき、追加分は提案をさせていただくというふうなことで計画をしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 次に、コミュニティ助成についてであります。一般社団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施している一般コミュニティ助成事業について、6月議会の一般会計補正予算で計上したコミュニティ助成の追加交付の申請をいたしましたところ、前回と同額の助成金250万円の追加交付決定があったため、予算計上したものでございます。

事業につきましては、前回と同様にイベントなどの各種事業に際しこの助成金を活用し、社会福祉協議会におきまして各種団体への貸出用備品を整備することで、さらに地域交流の活性化を図るものでございます。

続きまして、地域密着型サービス等整備助成事業の内容でございますが、こちらにつきましては、介護施設等におきまして感染が疑われるものが発生した場合、感染拡大のリスクを低減するためにはウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を設置するとともに、簡易的なダクト工事等に必要な費用について補

助金を支給するものでございます。

こちら、こういった施設になるかということなのですが、空気感染患者用病室等に設置可能な排気ユニットであります。ダクトによりまして部屋の中の空気を野外へ排気し、室内を陰圧に保持するものでございまして、陰圧に部屋を保つことによりまして、扉を開けたとき室内の空気が外に漏れることを防ぐことができるというものになっております。また、野外へは特殊なフィルターでろ過後、排気することができるものでございます。

次に、何か所設置するかということでございますが、現時点で設置予定は3部屋と、移動式の陰圧ブースというものがあまして、それを1台設置するところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

泉ヶ丘中学校、本年度、特別支援学級につきましては2学級設置しております。知的障がい1クラス、こちら3名であります。もう一つが情緒障がい、こちら1名であります。来年度につきましては3学級を予定しております。知的障がい4名、情緒障がい1名、そして新たに病弱1名、この3学級を予定しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) 先ほどの谷田みさお議員のご質問でございますが、府指定文化財のどちらの方に文化財、幾らということではありますが、当初予算額と合わせた額で今予定しております箇所等を答えさせていただきます。高神社178万6,000円予定しております。内訳といたしまして、本殿の屋根修繕に162万5,000円、環境保全の方に16万1,000円、玉津岡神社の環境保全に4万1,000円、地藏禅院のしだれ桜樹木保全に8万3,000円の予定をしております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 丸山議員。

7番（丸山久志） 起債の関係でお伺いをしたいと思います。今回、新庁舎の起債で1億5,000万円を計上されているわけですが、たしか補助金が、起債の23%が交付税措置されるというふうに覚えていたと思うんですが、起債というのは、その限度額というのはどのぐらいなんですか。もっとこれから新庁舎に起債を起こしていかなんと思うんですけども、基金で積んである額もありますが、起債を起こすことによってその補助金が頂けるということなので起債を起こさはると思うんですけども、その限度額が大体どれぐらいになる予定ですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

庁舎の建設の起債についてのご質問でございますが、起債の発行につきましては、起債の対象事業費の90%が起債の充当可能額となっております。ただ、90%のうち15%分につきましては、資金手当ということで交付税措置のない起債になりますので、本町といたしましては交付税措置のある75%分を借り入れる予定としております。75%の分が交付税措置がございますが、それに対する3割が後ほど交付税算入として返ってくるということになります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 丸山議員。

7番（丸山久志） それで、実際に十何億基金を積まれているわけやけども、これから起債が、今回1億5,000万を上げておられるんですけども、実際もっとの起債の額になるんか、どのぐらいの額を起債として取り込む予定をしておられるのか。金額的なものを。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 丸山議員のご質問にお答えいたします。

今金額、総額といいますか、というのが実は現在、もちろん補償費もございまして、いろいろ今資金制度なりも検討している中で、全体としてはまだ十分にはつかめてないということでございますので、先ほど花木が申しまし

たように、やはり75%で30%の交付税が返ってくるというふうなことになりますので、それを最大限活用して、全体の事業費のその交付税で対応してもらえるようなところについて最大限利用していきたいと思いますので、全体としてはまだ確定ではございませんので、今お答えすることはできません。誠に申し訳ございません。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 庁舎の件ですけど、用地取得がまだ済んでないのに、造成の工事費を組むということについてどうなのかと先ほど質問したつもりなんです。1億円組んでいますと言わはるけれども、まだ単価の示すところまで行ってないという状況で、早く起債しないと国の決められた期限に間に合わないからということで、とにかく起債することなのか、そんなものなんですか。用地はまだ買収できてないのに造成にかかるというのは。買収できてへんところ、造成できませんよね。どういう仕組みになっているんでしょう。

それと、先ほどの教育委員会の方で特別支援教室、来年対象の子どもさんも増えるということなので、パーテーションというのは、小学校も1教室を二つに分けるとい話がありましたけど、これ、今2学級で2部屋取ってるんですか。それを三つに分けるんですか。そうか今でも一つの教室を二つに分けてて、それをさらに三つに分けようというのか。密にならないように余裕のあるところでやってほしいと思うんですけれども、それはどうですか。

それともう1点、地域密着型のサービスの3部屋というのは、全部いでの里に3部屋設けるといことですか。特養の中にそういう3部屋を設けるのか。実際、陰圧する必要がない人が入ってはる部屋、特別な場所をまたつくるのか、そうか、実際入所したはる部屋に陰圧しようと思ったらできるようにしておくといことなのか、どういう仕組みですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

造成工事でございますけれども、今回12月議会で提案をさせていただきましたことにつきましては、金額の提示、売買をしていく中で早く今回出さ

せていただいて、今年度中には繰越しもさせていただいていますけれども、議会の工事請負の提案も必要でございますし、今、事業認定もしていますし、税務署協議もしているんですけれども、用地買収に入って、それですぐ工事がかけられるようにということで今回提案をさせていただいているものでございます。

なお、決められた期限というのは、今年度中に実施設計の着工で、それが起債の条件でありますので、造成は造成で計画的に直ちに動けるように、今回提案をさせていただいているということでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

現在、泉学級、特別支援学級2教室ございまして、その横に隣接する美術室、そちらの方にパーテーションを設置して、新たに教室を設置するものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 地域密着型サービス等整備助成事業の中の設置予定場所なんですけど、こちら、社会福祉法人弥勒会の特別養護老人ホームとケアハウスとなっております。設置場所につきましては、特別養護老人ホームの方が2部屋、ケアハウスの方が1部屋。こちら、ケアハウスの1部屋は、空いている部屋を使用して対応すると伺っております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 中学校、美術室、じゃ、なくなるんですか。そやけど、特別教室も大切じゃないですか。どうしても必要な部屋なら、プレハブを建てたりとかということも考えなあかんのと違いませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回の支援学級の増設につきましては、現在の生徒数や、また教育活動について学校側と十分打合せをして、現在の美術室の3分の1のところにはパーテーションを設置して、教室を設置することとしております。美術室につきましては、これまでの3分の2で十分な教育活動が可能であると学校側も判断しております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、令和2年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。55分まで。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第11、議案第55号、令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第55号、令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる、国民健康保険税の減免に対する国・府からの財政支援に要する所要額の補正であります。

それでは、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、今回650万円を減額し、計1億4,159万円、医療給付費分現年課税分の464万円の減、後期高齢者支援金分現年課税分の132万円の減、介護納付金分現年課税分の54万円の減であります。3款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、今回260万円を追加し、計7億4,114万9,000円、特別交付金の260万円であります。8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等特例補助金、今回390万円を追加し、計390万円、災害等特例補助金の390万円あります。

次の6ページをご覧ください。

歳出であります。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の464万円、一般財源の464万円の減であります。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の132万円、一般財源の132万円の減であります。3項介護納付金分、1目介護納付金分、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の54万円、一般財源の54万円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　歳入の方で、5ページ、新型コロナの影響で国保税減額になった方の分が減っているわけやと思うんですけど、何世帯、何人分ぐ

らの減額になったのか。それと、ここには傷病手当金のことは入っていませんので、支出はありませんので、傷病手当はまた別の形で出てくるのかもしれませんけども、コロナの関係で傷病手当を支給した例があったのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まずコロナの減免の関係で、件数でございますが、11月末現在で21世帯でございます。今回、予算で見込んでいるのは28世帯分でございます。

それから、傷病手当金のご関係でございますが、こちらにつきましては6月の議会のときに補正で計上させていただいております、現在1件の実績がございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、令和2年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第56号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和2年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表繰越明許費による。

それでは、1ページをお開き願います。

第1表繰越明許費であります。2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業費（雨水）、金額5,100万円。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 繰越しになるわけですけど、今年度やれない事情とか、どの部分の工事なのか等をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 谷田みさお議員の質問にお答えさせていただきます。

本件、合藪ポンプ場のポンプ施設の修繕工事費に計上させていただいている予算でございます、現在、実施設計等々を行っておりますが、工事費等を繰り越しさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第56号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月21日、午前10時から会議を開きます。

散会 午後 3時04分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 奥 田 俊 夫

署名議員 岡 田 久 雄